

様式第4号（第5関係）

活動結果報告書

平成31年1月29日

越前市議会

議長 川崎 悟司 殿

議員氏名 大之保 恵子 

下記のとおり報告します。

日程 平成30年8月1日(水曜日)～平成31年3月31日(日曜日)

活動先 日本国民救援会武生支部
活動目的 別添

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

日本国民救援会

思想、信条、性別、社会的身份、人種を超えて
人権を侵害された人達と救援することと目的と
する会の趣旨に沿った活動とする

日本国民救援会武生支部規約

第1章 総則

第1条 (名称及び事務所)

本会は日本国民救援会武生支部（以下国民救援会武生支部と称する）と称し、事務所を支部長宅に置く

第2条 (目的)

本会は日本国民救援会のすすむ道（綱領）にもとずき、思想、信条、性別、社会的身分、人種などの違いをこえて団結し、社会的道義を守って、弾圧や人権侵害を許さないためにたたかい人権を侵害された犠牲者とその家族を大衆的運動で救援することを目的とする。

第2章 (組織と役員)

本会は、会の目的に賛同し、会費を納め、会の運動に参加し、協力する個人と団体に組織する。

第3条 (会費)

会員は会費を支部の大会で決定した額を月ごとに支部に納入する

第4条 (役員)

本会に次の役員を置く。

支部長 1 名・副支部長 1 名・事務局長 1 名・事務局次長 1 名・常任委員若干・会計監査員 2 名と別に顧問(相談役)を置くことが出来る。支部長は支部を代表し、支部長事故あるときは、副支部長がこれを代行し、事務局長は部の運営を統括し、事務局長事故あるときは事務局次長がこれを代行する。

第5条 (役員任期)

役員任期は大会から大会までとする。ただし再選をさまたげない。任期途中において健康上の理由等止むを得ない事情により退任の申し出があった場合、役員会に諮ってこれを認めることとする。

第6条 (役員選出)

役員は支部長以下全役員を大会で承認を受け決定する。

第2章 会議

第7条 会議は支部大会及び役員会とする

支部大会は年 1 回役員会の決定にもとずいて支部長が召集する。また支部大会は活動報告、運動方針、決算、予算、会計監査報告、役員選出その他必要なことを審議し、決定する。議案の議決は出席者の三分の二以上の賛成による。

役員会は支部長が適宜招集する

第3章 会計

第8条 本会の経費は、会費、寄付金でまかなう。会費は次のとおりとする。

個人会員の会費は、普通会費を月額 600 円（機関紙代を含む）とし、特別会費を月額 1,000 円以上とする

ただし、会員の条件に応じ、役員会に諮って会費を減免することができる。

第9条

会計年度は、毎年 11 月 1 日から翌年の 10 月 31 日までとする。

付則

第10条 この規約は 2017 年 11 月 5 日から施行する。

日本国民救済会議事運営規則

第1章 総則

第1条 本規則は、規約第13条および第16条にもとづき、全国大会ならびに中央委員会の議事運営規則を定めるものとする。

第2条 本規則は、都道府県本部等の議事運営にも準用できるものとする。

第2章 全国大会

第3条（議長団）議長は大会構成員から若干名を選出し、議長団を構成する。

第4条（各種委員会の選出）

1. 大会には、議事運営委員会、資格審査委員会、役員選考委員会および選挙管理委員会を設ける。各委員会は代議員および中央役員の中から、それぞれ若干名ずつを選出して構成する。役員選考委員会と選挙管理委員会は兼任できるものとする。

2. 議長団は、大会事務局長と事務局員および書記を任命する。

第5条（議事運営委員会）

1. 議事運営委員会は、互選により委員長1名を選出し、規約第14条で定められた事項の審議日程を協議し、大会に提案する。

2. 議事運営委員会は、大会運営に関し次の事項について、大会および議長団の承認を得て執行する。

(1) 議事日程の編成と変更

(2) 修正提案と緊急動議の取扱

(3) 来賓の祝辞、祝電の取扱

(4) その他議事に関する必要事項

第6条（資格審査委員会）

1. 資格審査委員会は、互選により委員長1名を選出し、出席代議員の資格を審査する。

2. 資格審査委員会は、大会成立に必要な代議員の出席者数を確認し、必要に応じて大会に報告する。

第7条（役員選考委員会） 役員選考委員会は、互選により委員長1名を選出し、中央役員に立候補した者の資格を規約ならびに選出規定にもとづいて審査し、大会および議長団に報告する。

第8条（選挙管理委員会） 選挙管理委員会は、互選により委員長1名を選出し、中央役員の選出規定にもとづいて選挙を執行する。

第9条（議事）

1. 大会における発言は、原則として事前に議長に通告し、その指名をうけなければならない。

2. 代議員が議事運営に不服があるときは、議事運営委員会に申入れ、その審議をもとめることができる。

第10条（分科会または分散会）

1. 議案審議上、必要があると議長が認めたときは、議事運営委員会の提案にもとづき分科会または分散会を設けることができる。

2. 分科会は付託事項の審議結果を大会および議長団に報告する。

第11条（修正提案および動議）

1. 代議員は、大会議案の修正提案をおこなうことができる。修正提案は原則として、大会第1日の前日までに中央常任委員会にたいして文書をもっておこなうものとする。ただし、議長および議事運営委員会が緊急やむを得ないと認めた場合は、大会開会中でもおこない得る。

2. 代議員は大会開会中、動議を提案することができる。動議は、議長に提案する。議長は、大会に可否をはかる。

第3章 中央委員会

第12条（議長）議長は出席構成員より二名以上を選出し、議長団を構成する。

第13条（議事）中央委員会は、全国大会決定の執行について中央常任委員会から報告を受け、これを審議する。また、全国大会から付託された議案について審議し決定する。

第4章 付則

第14条 本規則の改廃は、中央委員会の議決を必要とする。

第15条 本規則は、1982年11月3日より執行する。

日本国民救援会規約

二〇〇六年七月三十一日採択

第一章 名称・所在地・目的

第一条 本会は日本国民救援会と称し、略称を「国民救援会」と呼び、英語名を次のとおりとする。

Japan Association
for Social Justice
and Human Rights
(KYUENKAI)

第二条 中央本部の事務所を東京都文京区湯島二丁目四番四号平和と労働センタ―に置く。

第三条 本会は日本国民救援会のすすむ道（綱領）にもとづき、思想、信条、性別、社会的身分、人種などの違いをこえて団結し、社会的道義を守って、弾圧や人権侵害を許さないためにたたかい、人権を侵害された犠牲者とその家族を大衆的運動で救援することを目的とする。

第二章 会員

第四条 本会は、会の目的に賛同し、会費を納め、会の運動に参加し、協力する個人と団体で組織する。

第五条 会員は綱領、規約および各級機関の決定にもとづいて会の活動に参加する。

第六条 本会への入会は、入会申込書に入会金として一か月分の会費相当額と当月分会費を添えて、班または各級機関に

申し込むものとする。

但し、団体加盟は入会金を必要としない。

第七条 本会からの退会は所属する班または各級機関に書面で行う。その場合既に納の会費の払戻しは行わない。

正当な理由なく会費を半年以上納入しない場合は退会したものとみなすことができる。

第八条 本会の目的を阻害する行為を行った会員、または、本会の名誉を著しく傷つけた会員は、所属する都道府県本部常任委員会もしくは中央常任委員会の決定にもとづき、退会させることができる。但し、次期中央委員会で承認を得なければならぬ。

第三章 組織と機関

第九条 本会は次のとおり組織される。

中央本部―都道府県本部―支部―班。

第一節 中央本部

第一〇条 中央本部は、都道府県本部と中央本部に加盟する団体で構成する。

第一一条 本会の最高議決機関は全国大会であり二年に一回中央常任委員会の決定にもとづいて会長が招集する。招集の告示は大会期日の二か月以前に行う。但し、中央常任委員会が必要と認めたとき、または中央委員の過半数あるいは会員総

数の三分の一以上から要求されたときは、会長は臨時大会を招集しなければならない。

第二二条 全国大会は代議員と中央役員で構成し、代議員総数の過半数の出席によつて成立する。

議案の議決は出席代議員の三分の二以上の賛成による。代議員の選出方法は規則で定める。

第三節

代議員は一人につき一票の議決権を有する。出席できない代議員は委任状をもつて同一都道府県本部、または団体の他の代議員に議決権を委任することができる。議決権の委任を行った代議員は出席者とみなす。

但し、出席代議員は委任議決権を含め、一人二票をこえる議決権を行使することはできない。また、委任議決権の再委任は認めない。

第一四條 全国大会は次のことを審議し、決定する。

1 活動報告

2 運動方針

3 決算、予算、会計監査報告

4 中央役員選出

5 中央委員選出

6 綱領、規約の決定または改正

7 都道府県本部、加盟団体提出議案

第一五條 中央委員会は、全国大会から次期大会までの最高議決機関で、中央役員と中央委員で構成し二年に三回以上開催する。

第一六條 中央委員会の招集は中央常任委員会の決定にもとづいて会長が行い、過半数の中央委員の出席で成立する。議案の議決は出席中央委員の三分の二以上

の賛成による。

第一七條 中央委員の選出基準は規則で定める。

第一八條 中央常任委員会は、会長、副会長、事務局長、事務局次長および中央常任委員で構成し、全国大会および中央委員会に責任を負い、本会の日常業務を執行する。中央常任委員会は、会長が招集し、三か月に一回以上開催する。構成員の過半数の出席で成立し、議案の議決は出席構成員の過半数の賛成による。

第一九條 中央常任委員会に専門部または専門委員会を設けることができる。部長または委員長は、その専門部または専門委員会を構成する中央役員の互選とする。

第二〇條 中央常任委員会の下に事務局を置く。事務局には事務局員若干を置き、事務局長の統轄の下に、中央常任委員会の決定にもとづいて日常業務を処理する。事務局員の任免は中央常任委員会が行う。

第二節 都道府県本部

第二一條 都道府県本部は都道府県単位に組織し、都道府県内の支部と都道府県段階の加盟団体で構成する。

第二二條 都道府県本部の最高議決機関は都道府県本部大会であり、年一回都道府県本部常任委員会の決定にもとづいて会長が招集する。議案の議決は出席者の三分の二以上の賛成による。

第二三條 都道府県本部大会は、活動報告、運動方針、決算、予算、会計監査報告、役員選出その他必要なことを審議し、決定する。

第二四條 都道府県本部委員会は、都道

府県本部大会から次期都道府県本部大会までの最高議決機関で、都道府県本部常任委員会の決定にもとづいて会長が招集し、議案の議決は出席委員の三分の二以上の賛成による。

都道府県本部委員は、都道府県本部大会で選出する。

第二五条 都道府県本部常任委員会は、会長、副会長、事務局次長、事務局次長および常任委員で構成し、都道府県本部大会および都道府県本部委員会に責任を負い、日常業務を執行する。

都道府県本部常任委員会は、会長が招集し、一か月に一回以上開催する。構成員の過半数の出席で成立し、議案の議決は出席構成員の過半数の賛成による。

都道府県本部常任委員会の下に事務局を置く。事務局は、事務局長の統轄の下に常任委員会の決定にもとづいて日常業務を処理する。また、都道府県本部常任委員会に専門部または専門委員会を設けることができる。部長または委員長はその専門部または専門委員会を構成する役員の互選とする。

第三節 支部

第二六条 支部は、市、区、町、村、または郡を単位に置き、班および会員ならびに支部加盟団体に構成する。

第二七条 支部の最高議決機関は支部大会であり、年一回支部常任委員会の決定にもとづいて支部長が招集する。

支部大会は活動報告、運動方針、決算、予算、会計監査報告、役員選出その他必要なことを審議し、決定する。議案の議決は出席者の三分の二以上の賛成による。

第二八条 支部常任委員会は支部役員で構成し、支部活動をすすめる。

第四節 班

第二九条 班は本会の基礎組織であり、職場、地域、学校などの中に三人以上の個人会員で組織する。

第三〇条 班は班総会・会議をひらき、班長および班委員を選び、班活動を行う。

第四章 役員

第三一条 本会の中央役員は次のとおりである。

- | | |
|---------|----|
| 1 会長 | 一人 |
| 2 副会長 | 若干 |
| 3 事務局次長 | 一人 |
| 4 事務局次長 | 若干 |
| 5 常任委員 | 若干 |
| 6 会計監査員 | 三人 |
- 会長は本会を代表し、会長事故あるときは副会長がこれを代行し、事務局次長は中央常任委員会および事務局の運営を統轄し、事務局次事故あるときは事務局次長がこれを代行する。
- 第三二条 都道府県本部の役員は次のとおりである。
- | | |
|---------|----|
| 1 会長 | 一人 |
| 2 副会長 | 若干 |
| 3 事務局次長 | 一人 |
| 4 事務局次長 | 若干 |
| 5 常任委員 | 若干 |
| 6 会計監査員 | 若干 |
- 第三三条 支部は次の役員を置くことができる。
- | | |
|-------|----|
| 1 支部長 | 一人 |
|-------|----|

- | | |
|---------|----|
| 2 副支部長 | 若干 |
| 3 事務局次長 | 一人 |
| 4 事務局次長 | 若干 |
| 5 常任委員 | 若干 |
| 6 会計監査員 | 若干 |

第三四条 役員の任期は大会から大会までとする。但し再選をさまたげない。任期途中において健康上の理由等止むを得ない事情により退任の申し出があつた場合、各級常任委員会はこれを認めることができる。但し、次期の大会において承認を得なければならぬ。

第三五条 各級大会で選出された役員が任期中、本会の目的と事業の遂行に著しい損害を及ぼしたときは、各級の常任委員会は、本人に弁明の機会を与えた上で、その役員を解任することができる。但し次期大会において承認を得なければならぬ。

第三六条 本会の各級機関に名誉役員ならびに顧問を置くことができる。名誉役員ならびに顧問は、各級大会で推薦する。推薦基準は規則で定める。

第五章 会計

第三七条 本会の経費は、会費、寄附金でまかなう。会費は次のとおりとする。

- 一 個人会員の会費は、普通会費を月額六〇〇円（機関紙代を含む）とし、特別会費を月額一〇〇〇円以上とする。
- 但し会員の条件に應じ、都道府県本部会長の承認により会費を減免することができる。

- 二 中央加盟団体の会費は規則で定める。
- 三 都道府県本部および支部に所属する

る加盟団体の会費は都道府県本部大会および支部大会で決定する。

第三八条 会費の各級機関の配分については、規則で定めるものとする。

第三九条 会費は原則として、毎月末までに納入するものとする。

第四〇条 会計の処理は、別に定める会計処理規則にもとづいて行う。

第四一条 中央本部の会計年度は、六月一日から翌々年五月末日までとする。

付則

第四二条 本会の事業に功績のあつた人は、中央常任委員会の決定にもとづいて全国大会または中央委員会で表彰することが出来る。

第四三条 この規約について、さらに細目の規則を必要とする場合は、中央委員会でこれを定めることができる。但しこの場合、次期大会において承認を得なければならぬ。

第四四条 都道府県本部と支部は必要に応じてこの規約を準用し、また規則をつくることができる。

第四五条

一 この規約は一九六六年八月一五日から施行する。

- | | | |
|---|----------|------------|
| 二 | 一九七五年一〇月 | 一日一部改正 |
| | 一九七九年 | 八月一日一部改正 |
| | 一九八二年 | 一月一日一部改正 |
| | 一九八八年 | 八月一日一部改正 |
| | 一九八九年 | 一月一日一部改正 |
| | 一九九〇年 | 七月三〇日一部改正 |
| | 一九九二年 | 七月三十一日一部改正 |
| | 一九九四年 | 七月三十一日一部改正 |
| | 二〇〇二年 | 七月二十九日一部改正 |
| | 二〇〇六年 | 七月三十一日一部改正 |

活動結果報告書

平成31年3月31日

越前市議会

議長 川崎 悟司 殿

議員氏名 大久保恵子



下記のとおり報告します。

日 程 平成30年8月1日(水曜日)～平成31年3月31日(日曜日)

活動先 栄武会

活動目的 栄武会の活動参加

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

栄武会

越前市の活性化を目的に、市民活動を推進する会。その活動に参加。（会則添付）

栄 武 会 規 約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、栄武会と称する（以下、会と言う）。

(所 在 地)

第 2 条 本会の事務所は、事務局長宅に置く。

(構 成)

第 3 条 本会は、武生市の発展（政治・経済・福祉等の活動促進ならびに地位の向上）を願う者によって構成する。

(目 的)

第 4 条 本会は、武生市を愛し、英知と勇気をもって市に新風を吹き込み、武生市および会員相互の将来の繁栄を図りつつ、時代の流れに沿った研修等を行うことを目的とする。

(事 業)

第 5 条 本会は、目的を達成するために次のことを行う。

- 1, 啓蒙・啓発の役割を果たすための事業。
- 2, 各分野の専門講師等による研修ならびに広く知識を得るための見学。
- 3, 市長を交えた意見の交歓会。
- 4, その他

第 2 章 会 員

(会 員)

第 6 条 本会への入会は、必要事項および会員 2 人以上の推薦者名記載の別途定められた入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得た場合に限り認められる。ただし、年齢は 20 才以上とする。

第 3 章 役 員

(役 員)

第 7 条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名	直前会長	1 名	副 会 長	2 名
事 務 局	3 名	会 計	3 名	委 員	若干名
監 事	2 名				

(役員を選出)

第 8 条 会長は、定期総会において選出し、その他の役員は会長が選任する。

(役員の任務)

第 9 条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1, 会長は、会を代表して会務を統轄する。
- 2, 直前会長は、会長に助言する。
- 3, 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。
- 4, 事務局は、事業内容のすべてについて、会員の奉仕的な協力を得て事務運営を行う。
- 5, 会計は、会計業務の一切を行う。
- 6, 委員は、その目的に従って企画・立案を行い、それを実践する。
- 7, 監事は、会計業務に係わる収支決算の監査等を行う。

(役員の任期)

第 10 条 役員の任期は 2 ヶ年とし、再選を妨げない。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第 4 章 会 議

(会議の種類)

第 11 条 本会の会議は、総会、役員会、各委員会とする。

(総 会)

第 12 条 1, 総会は、会の最高決議機関であり、年当初に一回行う定期総会および会長が必要と認めた時招集することの出来る臨時総会からなる。
2, 総会の議長は、会長が務めるものとする。
3, 総会は会員の2分の1以上の出席（委任状で出席にかえることは可）にて成立し、決議は出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(例 会)

第 13 条 例会は、年二回から三回行う。ただし、研修会その他事業を行った時は、それを例会とみなす。

(役 員 会)

第 14 条 役員会は、必要に応じ会長がこれを招集する。

(委 員 会)

第 15 条 各委員会は、必要に応じ委員長がこれを招集する。

第 5 章 会 計

(経 費)

第 16 条 本会の経費は、会費・入会金・特別会計・助成金・寄付金その他の収入をもってあてて。

(会費および入会金)

第 17 条 本会の会費は、年間6, 000円とする。また、入会金は1, 000円とする。

(会計年度)

第 18 条 本会の会計年度は、1月1日から12月31日までとする。

第 6 章 慶 弔

(慶 弔)

第 19 条 会員またはその家族に慶弔が発生したときは、次の区分により香典等を行うものとする。

- | | |
|-------------------------------|---------------|
| 1, 会員が結婚したとき | 10, 000円 |
| 2, 会員が死亡したとき | 10, 000円および花輪 |
| 3, 会員の配偶者が死亡したとき | 花輪 |
| 4, 会員の実父母および同居する会員の義父母が死亡したとき | 5, 000円 |
| 5, 会員の子供が死亡したとき | 5, 000円 |

第 7 章 その他

(顧 問)

第 20 条 本会に、総会の承認を得て顧問を置くことが出来る。

付 則

- 1, この規約は昭和59年 2月15日から施行する。
- 2, 平成 7年11月14日 一部改正